

令和7年度

委 託 仕 様 書

委 託 名	クレーン保守点検業務委託
委 託 箇 所	荒川水循環センター（戸田市笹目地内）ほか
委 託 大 要	委託期間 契約日～ 令和8年1月13日 委託内容 荒川水循環センター、鴨川中継ポンプ場及び南部中継ポンプ場の 天井クレーン等の点検整備及び性能検査一式。 対象機器 荒川水循環センター 天井クレーン 4基（性能検査3基） 鴨川中継ポンプ場 天井クレーン 1基（性能検査1基） 南部中継ポンプ場 天井クレーン 1基、テルハクレーン 1基 （性能検査2基） 計 天井クレーン 6基、テルハクレーン 1基 （ 性能検査対象 6基 自主検査対象 1基 ）

書 認 內 費 託 委 本

[illegible]

天井クレーン点検費

B - 1 代 価 表

天井クレーン1基当たり

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ランウェイ	回	1			
鋼構造部分	回	1			
走行機械装置	回	1			
横行機械装置	回	1			
巻き上げ機械装置潤滑装置	回	1			
電気装置	回	1			
安全装置	回	1			
荷重試験	回	1			
計					

テルハクレーン点検費 B - 2 代 価 表

テルハクレーン1基当たり

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ランウェイ	回	1			
鋼構造部分	回	1			
走行機械装置	回	1			
巻き上げ機械装置潤滑装置	回	1			
電気装置	回	1			
安全装置	回	1			
荷重試験	回	1			
計					

B-5 代 價 表

[illegible]

特 記 仕 様 書

委 託 名 クレーン保守点検業務委託

委託箇所 荒川水循環センター（戸田市笹目地内）ほか

委託期間 契約日～令和8年1月13日

公益財団法人 埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する必要な事項を定める。
- 2 目的 本委託は、荒川水循環センター、鴨川中継ポンプ場及び南部中継ポンプ場に設置されている各天井走行クレーン等を労働安全衛生法及びクレーン等安全規則で規定される基準に適合するよう検査を行う。
- 3 業務内容 業務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 労働安全衛生法及びクレーン等安全規則等関係法令に基づき点検を行うものとする。
点検内容については、別紙1を参照のこと。
 - (2) テスト用ウエイトの搬入及び搬出。
 - (3) 各機器の運転操作、並びに性能検査受検等の必要な手続き。
 - (4) 期限内に性能検査を行うこと。
 - (5) 検査証の有効期間を考慮して実施すること。
 - (6) その他、監督員の指示すること。
- 4 委託対象 本委託の対象となるクレーン設備は次のとおりである。
- (1) 性能検査対象機器
 - ア 荒川水循環センター
 - (ア) ポンプ棟天井走行クレーン (25.5 t) 1基
 - (イ) 第1送風機棟天井走行クレーン (10.2 t) 1基
 - (ウ) 第2汚泥濃縮棟天井走行クレーン (15.2 t) 1基
 - イ 鴨川中継ポンプ場
 - (ア) 天井走行クレーン (10.17 t) 1基
 - ウ 南部中継ポンプ場
 - (ア) 天井走行クレーン (25.4 t) 1基
 - (イ) 搬入室テルハクレーン (5.034 t) 1基
 - (2) 自主検査対象機器
 - ア 荒川水循環センター
 - (ア) 第2汚泥濃縮棟天井走行クレーン (16.3 t) 1基
- 5 負担区分 この委託を行うにあたって必要な水及び電力以外の消耗品は、全て受託者の負担とする。
- また、性能検査手数料についても受託者負担とする。
- 6 注意事項 この委託の施行にあたり、次の事項に注意しなければならない。
- (1) 各クレーン等の各部材の損耗状態等を点検し報告すること。

	(2) ウエイトの搬入・搬出時には、必要な仮設養生を行い、各建屋、各機器に注意し、破損等させないこと。 (3) 委託の実施にあたっては、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守のうえ行うこと。 (4) 他の機器、設備の運転に支障をきたさないように努めること。 (5) 現場で電動工具を使用する場合は、保護装置を介して施設に影響を与えないようにすること。 (6) 転落防止、火災防止、安全衛生対策を十分に行い事故防止すること。 (7) 原則として平日の作業とし、土・日曜日は行わないこと。 (8) その他、点検、検査作業等は、監督員と十分協議のうえ行うこと。
7 環境配慮への取り組み	環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。
8 成果品等の電子納品について	受託者は、公益財団法人埼玉県下水道公社委託標準仕様書の提出書類一覧表に定める報告書、写真等を電子データ（PDF形式）で提出すること。また、電子データで提出した場合は、紙面での提出は不要とする。
9 その他	仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
10 性能検査期限日	性能検査の対象となるクレーン設備とその期限日は次のとおりである。 (1) 荒川水循環センター ア 荒川水循環センター (ア) ポンプ棟天井走行クレーン (25.5 t) 令和7年12月19日 (イ) 第1送風機棟天井走行クレーン (10.2t) 令和7年12月19日 (ウ) 第2汚泥濃縮棟天井走行クレーン (15.2t) 令和7年9月5日 イ 鴨川中継ポンプ場 (ア) 天井走行クレーン (10.17 t) 令和7年6月20日 ウ 南部中継ポンプ場 (ア) 天井走行クレーン (25.4 t) 令和7年5月24日 (イ) 搬入室テルハクレーン (5.034 t) 令和7年5月24日

クレーン設備（天井クレーンの定期自主検査指針より）

1 ランウェイ部分

(1) ランウェイ

- ア レール
- イ レールの取付けボルト
- ウ 継目板及び敷板
- エ 緩衝装置
- オ レール継目

2 鋼構造部分

(1) ガーダ及びサドル

- ア 構造部
- イ ガーダ
- ウ その他（塗装）

(2) 横行レール

- ア 車輪止め
- イ 取り付け部
- ウ レール

(3) トロリフレーム

- ア 構造部

3 走行機械装置

(1) 電動機

- ア 取付け脚部

(2) 軸継手

- ア キー及びキー溝
- イ 軸心
- ウ 皮（ゴムブッシュ）
- エ 歯車形軸継手
- オ チェン形軸継手
- カ ボルト及びナット

(3) ブレーキ

- ア ブレーキ
- イ 足踏ブレーキ
- ウ オイルブレーキ
- エ 電磁ブレーキ
- オ 押上機ブレーキ
- カ 油圧式ディスクブレーキ
- キ 電動式ディスクブレーキ
- ク ブレーキドラム及びブレーキシュー

ケ ストローク及びトルクの調整機構

コ 取付けボルト

(4) 歯車類

ア 歯車

イ ギヤケース

ウ ギヤカバー

(5) 長軸及びその他の軸

ア 軸

イ 軸心

ウ キー及びキー溝

(6) 軸受

ア 軸受本体

イ すべり軸受

ウ ころがり軸受

エ 取付けボルト

(7) 走行車輪

ア フランジ

イ ボス及びウェブ

ウ 踏面

エ 車輪軸受

オ 車輪ボスとサドル側板間のサイドプレート

4 横行機械装置

(1) 電動機

ア 取付け脚部

(2) 軸継手

ア キー及びキー溝

イ 軸心

ウ 皮 (ゴムブッシュ)

エ 歯車形軸継手

オ チェン形軸継手

カ ボルト及びナット

(3) ブレーキ

ア ブレーキ

イ 電磁ブレーキ

ウ 押上機ブレーキ

エ ブレーキドラム及びブレーキシュー

オ ストローク及びトルクの調整機構

カ 取付けボルト

(4) 歯車類

- ア 歯車
- イ ギヤケース
- ウ ギヤカバー

(5) 軸

- ア 軸
- イ 軸心
- ウ キー及びキー溝

(6) 軸受

- ア 軸受本体
- イ すべり軸受
- ウ ころがり軸受
- エ 取付けボルト

(7) 横行車輪

- ア フランジ
- イ ボス及びウェブ
- ウ 踏面
- エ 車輪軸受
- オ 車輪ボスとサドル側板間のサイドプレート

5 巻上機械装置

(1) 電動機

- ア 取付け脚部

(2) 軸継手

- ア キー及びキー溝
- イ 軸心
- ウ 皮（ゴムブッシュ）
- エ 歯車形軸継手
- オ チェン形軸継手
- カ ボルト及びナット

(3) ブレーキ

- ア ブレーキ
- イ 電磁ブレーキ
- ウ 押上機ブレーキ
- エ 油圧式ディスクブレーキ
- オ 電磁式ディスクブレーキ
- カ 機械ブレーキ
- キ ブレーキドラム及びブレーキシュー
- ク ストローク及びトルクの調整機構

ケ 取付けボルト

(4) 歯車類

ア 歯車

イ ギヤケース

ウ ギヤカバー

(5) 軸

ア 軸

イ 軸心

ウ キー及びキー溝

(6) 軸受

ア 軸受本体

イ すべり軸受

ウ ころがり軸受

エ 取付けボルト

(7) ドラム

ア ドラム本体

イ 軸及び軸受

(8) シープ（エコライザシープを含む。）

ア シープ本体

イ 軸及び軸受

ウ ロープの外れ止め

エ エコライザシープのつり金具

(9) ワイヤロープ

ア ロープの構成等

イ ロープの状態

ウ ロープの機体等への接触の状態

(10) フックブロック

ア フック本体

イ キープレート・ボルト・ナット・ピン等

6 潤滑装置

(1) 潤滑装置

ア グリス給脂

イ グリス作動

ウ 潤滑給油ポンプ

エ 配管等

7 電気設備

(1) 電動機

ア 巻線部分

- イ 軸受部
- ウ スリップリング
- エ ブラシ及びピッグテール
- (2) 配電盤
 - ア 配線用遮断器
 - イ 刃形開閉器
 - ウ 電磁接触器
 - エ 継電器
 - オ 内部配線
 - カ 取付けボルト
 - キ 感電防止設備
- (3) コントローラ及び操作用開閉器
 - ア 作動状態
 - イ フィンガーチップ及びフィンガーローラ
 - ウ 復帰ばね
 - エ 軸受及び歯車
 - オ 接触片及び接触子
 - カ 絶縁棒
 - キ 作動方向の表示
 - ク 電線引込部
 - ケ ペンダントスイッチ
- (4) 抵抗器
 - ア 端子
 - イ グリット
 - ウ 碍子
 - エ 本体取付け部
- (5) 集電装置
 - ア トロリ線
 - イ トロリレール
 - ウ 集電器
 - エ 給電ケーブル
 - オ 支持碍子
 - カ 柵・囲い天蓋等
 - キ 絶縁トロリ
- (6) 機内配線
 - ア 露出配線
- (7) 照明装置・信号灯等
 - ア 照明装置及び信号灯

イ 通話装置

ウ 絶縁抵抗

(8) 回路の絶縁

ア 絶縁抵抗

8 安全装置

(1) 巻過防止装置

ア 作動状態

イ 接触子

ウ 歯車及び軸

エ 取付け部

(2) 非常停止装置

ア 作動状態

(3) 過負荷警報装置

ア 作動状態

(4) 衝突防止装置

ア 作動状態

イ 検出器

(5) 逸走防止装置

ア 作動状態

9 荷重試験

(1) つり上げ試験

ア つり上げ能力

イ ブレーキ能力

ウ 機械部

(2) 走行・横行試験

ア 走行・横行能力

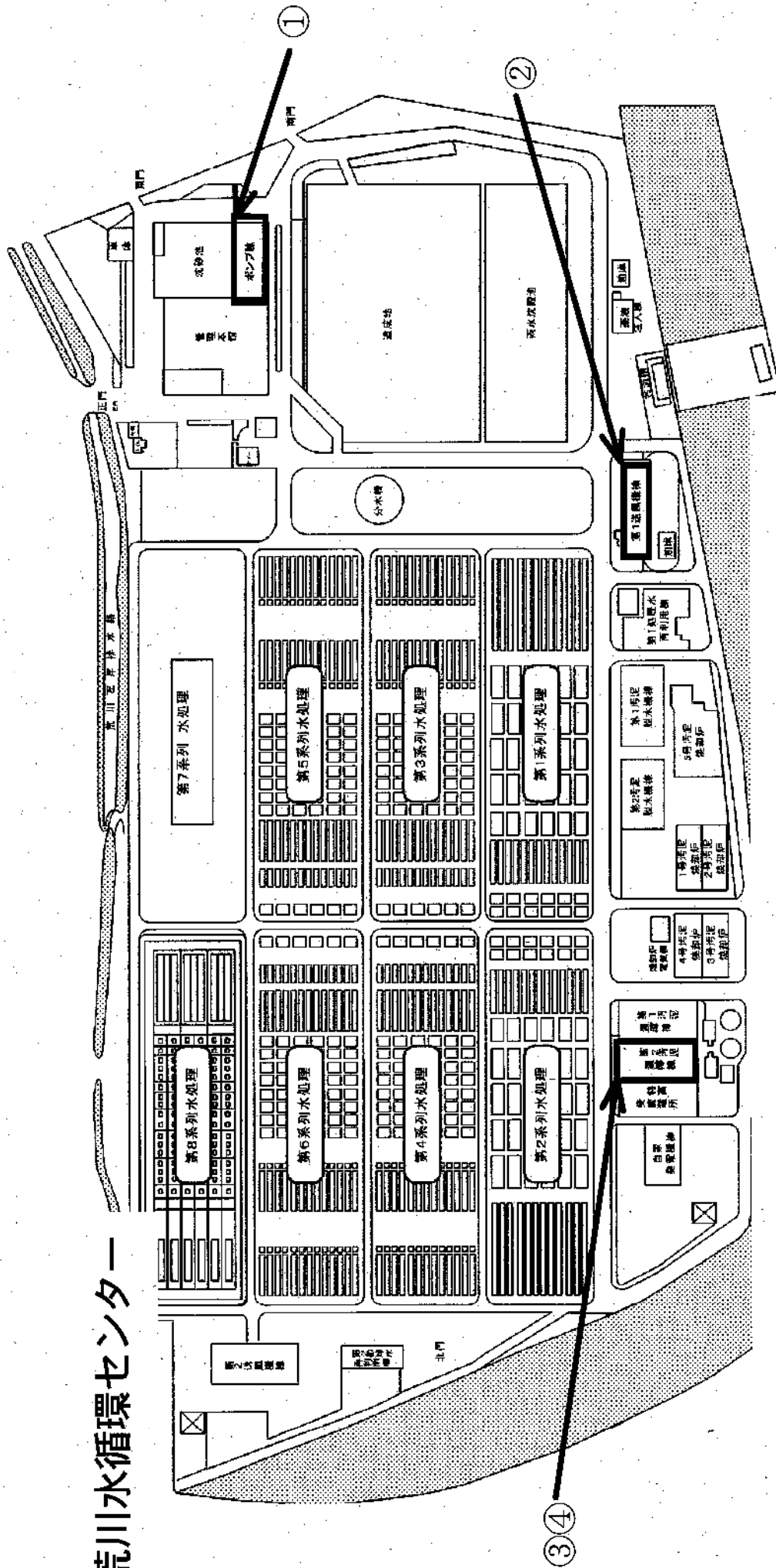
イ ブレーキ能力

ウ 機械部

クレーン保守点検業務委託 図面一覧表

図 番	図 面 名
1	荒川水循環センタークレーン設置位置図
2	鴨川中継ポンプ場クレーン設置位置図
3	南部中継ポンプ場クレーン設置位置図

荒川水循環センター



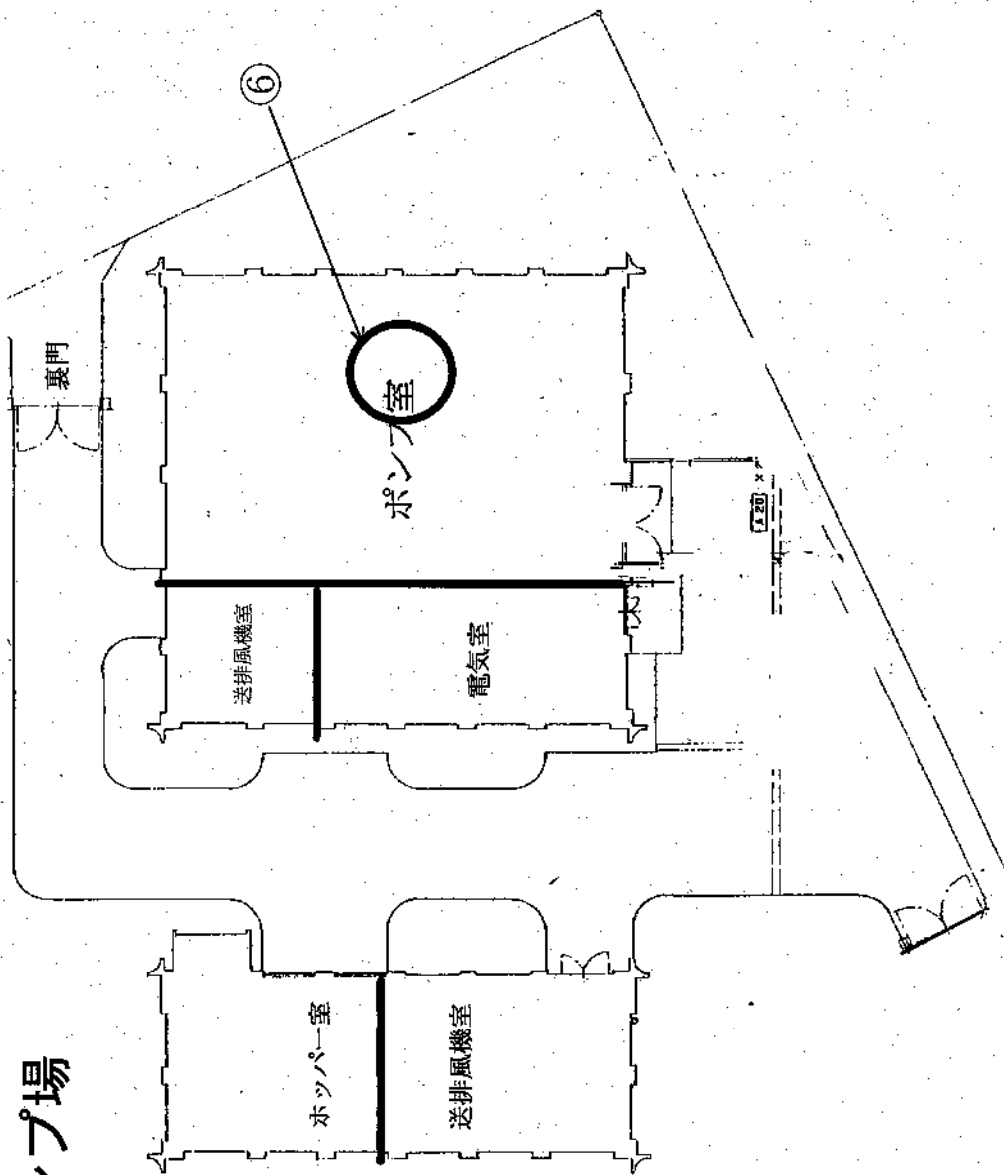
所在地 戸田市笹目5-37-14

対象箇所

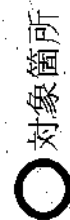
図面名 荒川水循環センタークレーン設置位置図 図番1

種類	吊上荷重	有効期間	検査証番号	製造業者	検査種別
① ポンプ棟	主巻 25.5 t 補巻 5.1 t	令和 5 年 12 月 20 日から 令和 7 年 12 月 19 日まで	第 392 号	(株) 日本起重製作所	性能検査
② 第1送風機棟	10.2 t	令和 5 年 12 月 20 日から 令和 7 年 12 月 19 日まで	第 394 号	同 上	性能検査
③ 第2汚泥濃縮棟	主巻 16.30 t 補巻 5.07 t	令和 4 年 11 月 9 日から 令和 6 年 11 月 8 日まで	第 1279 号	(株) キトー	自主検査
④ 第2汚泥濃縮棟	主巻 15.20 t 補巻 5.07 t	令和 5 年 9 月 6 日から 令和 7 年 9 月 5 日まで	第 2207 号	東洋工機(株)	性能検査

鴨川中継ポンプ場



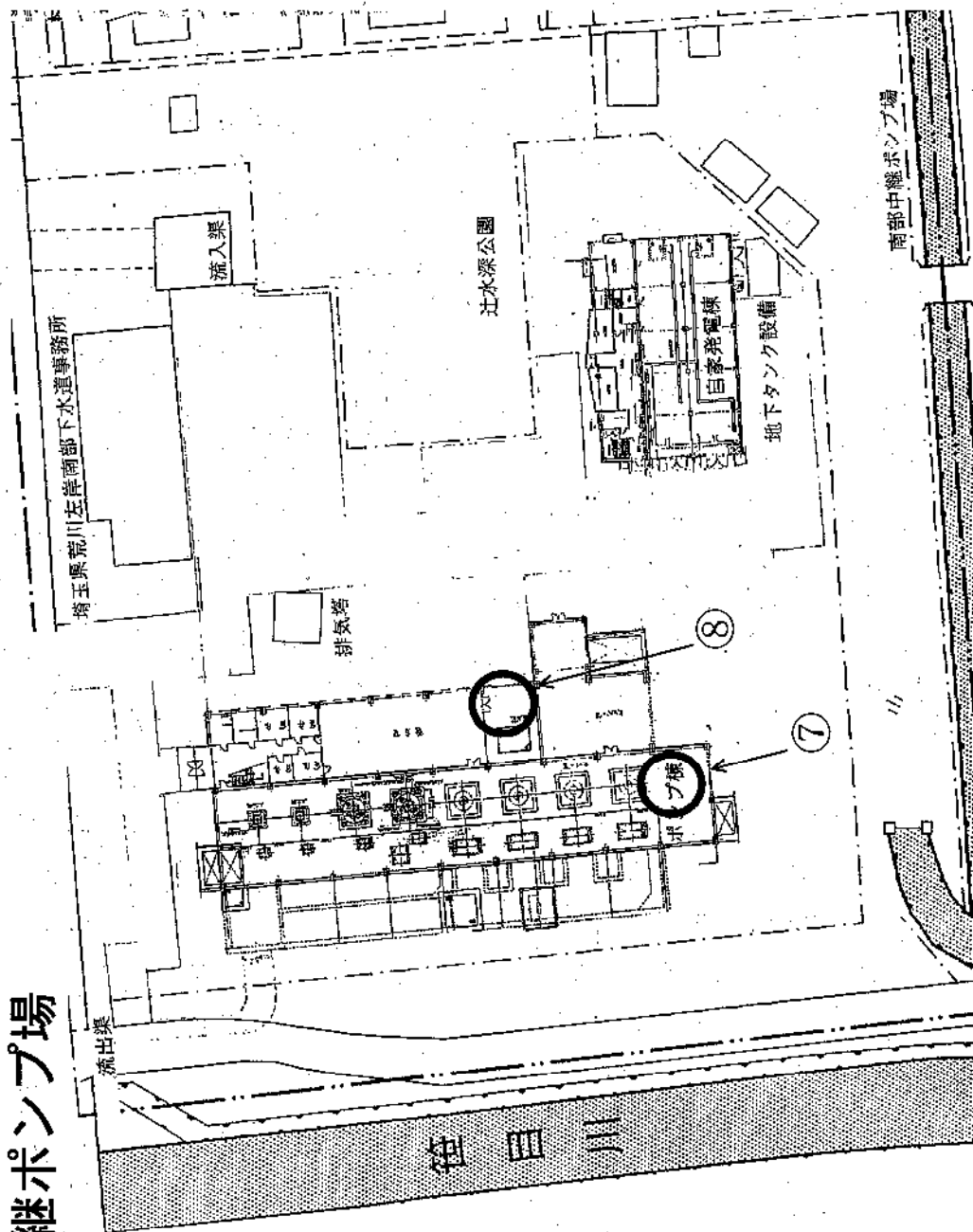
所在地 さいたま市大宮区三橋2-440



対象箇所

種類	吊上荷重	有効期間	検査証番号	製造業者	検査種別
鴨川中継ポンプ場	主巻 10.17 t	令和 5 年 6 月 21 日から	第 1265 号	京和工業(株)	性能検査
⑥ 天井走行クレーン	補巻 3.04 t	令和 7 年 6 月 20 日まで			

南部中継ポンプ場



所在地 さいたま市南区辻 8-27-16

○対象箇所

種類	吊上荷重	有効期間	検査証番号	製造業者	検査種別
⑦ 南部中継ポンプ場 天井走行クレーン 補巻	主巻 25.4 t 補巻 5.1 t	令和 5 年 5 月 25 日から 令和 7 年 5 月 24 日まで	第 594 号	石川島クレーン (株)	性能検査
⑧ 南部中継ポンプ場 搬入室デハルクレーン	5.034t	令和 5 年 5 月 25 日から 令和 7 年 5 月 24 日まで	第 592 号	石川島クレーン (株)	性能検査